

平成 29 年度児童・生徒のボランティア体験学習実施要領

1 体験学習の実施手順

手順	実施内容
3月 31日(木)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 実施意向調査票の回答期限 </div> <p>・ボランティア体験学習の計画について、別紙「平成 29 年度児童・生徒のボランティア体験学習（福祉の授業）実施意向調査票」の提出をお願いします。</p>
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 実施日時・内容等の調整及び決定 </div> <p>*各学校より提出されました計画書を基に、講師と調整し内容を決定します。</p>
実施 1ヶ月前	学校、講師、社協との事前打ち合わせ
実施前日	実施前日に最終確認
実施当日	体験学習の実施
終了後 1ヶ月以内	完了報告書の提出（助成金交付学校のみ）

2 体験学習の内容

体験学習の内容（案）は、次にとおりです。ご希望の内容を選択して下さい。なお、講師の都合等で希望内容に添えない場合がありますので予めご了承ください。

区分	内容・テーマ	講師	講師補助に必要な人員
聴覚障がいの理解	<p>① 手話体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話で話してみよう ・聞こえない人の生活について知ろう 	千歳聴力障害者協会	
視覚障がいの理解	<p>② 視覚障がい者ガイドヘルプ体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚に障がいのある人の案内方法について ・視覚に障がいのある人の生活について 	千歳視覚障害者福祉協会	3～4名

	<ul style="list-style-type: none"> ・白杖体験(杖を用いて歩行する) <p>③ サウンドテーブルテニス体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイマスクを着用し、視覚に障がいのある人が楽しむ卓球を体験 ・視覚に障がいのある人の生活について 		
	<p>④ 点字体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字の読み/書き、点字の絵本製作等 	佐藤 徹 氏 (視覚障がい者)	2名
身体障がいの理解	<p>⑤ 車いす乗車・介助体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす乗車・介助体験 ・車いすの生活について ・車いすに乗車して鬼ごっこ等のゲーム 	潁沼 勇 氏 (車いすユーザー)	1~2名
	<p>⑥ 車いすサッカー体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす乗車・介助、サッカー体験 ・車椅子利用者の生活について 	電動車いすサッカーチーム free crew	2名 (内容により 3名)

区分	内容・テーマ	講師	講師補助に必要な人員
身体障がいの理解	<p>⑦ ボッチャ体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目 	千歳身体障害者福祉協会	2名
高齢者の方の理解	<p>⑧ 高齢者疑似体験</p> <p>(対象：小学校高学年以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者疑似体験セットを装着して高齢者の体の衰えや生活を知る 	千歳 認知症の人を支える家族の会(はまなすの会)	1~2名
	<p>⑨ 認知症サポーター養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症や認知症のある人について理解する 	千歳市介護予防センター (認知症キャラバンメイト)	
その他	<p>⑩ 福祉に関する講話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入講話やご希望のテーマに沿った内容 (1時間程度) 	要調整	

3 講師謝礼について

体験内容により、講師への謝礼が必要な場合がありますので、事務局にお問い合わせ下さい。

4 講師補助者について

講師の補助をして頂ける方の確保について、ご協力をお願いします

5 貸出物品

本会では下記に記載の福祉用具等を貸出します。希望される場合は申請書の提出が必要となりますので、事務局までお知らせください。なお、貸出用具等の搬入・搬出は、主催者(学校)にて対応いただきますようお願いします。

(1)車いす (2)白杖 (3)点字盤セット (4)アイマスク

(5)スロープ (6)高齢者疑似体験用具

6 助成事業について

本会では、学校が実施するボランティア体験学習に対して経費の一部を助成します。

助成金額は 20,000 円を上限に助成します。なお、同一年度内で 1 回限りとします。

※「千歳市社会福祉協議会児童・生徒のボランティア体験学習支援事業実施要綱」をご参照ください。

7 留意いただきたい事項

- ・手話体験を希望される場合は「千歳市通訳者等派遣依頼書」の提出が必要となりますので、事務局までお知らせください。
- ・体験学習の内容については、調整中の体験もありますので、変更が生じる場合もあります。
- ・毎年、10 月、11 月、12 月に依頼が集中しており、講師の都合等で希望内容に添えない場合がありますので予めご了承ください。

8 回答期限 平成 29 年 3 月 31 日（金）

9 問合わせ先 千歳市社会福祉協議会 総務課ボランティア係（担当：遠藤、北村）

千歳市東雲町 1 丁目 11 番地 ☎：27-2525 FAX：27-2528